

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2013 年 11 月号

*.☆

【目次】

▼室長の現場レポート（第 6 回目 前編） 調布支社 室長曾根 武

▼大槻事務所だより 11 月号

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol56.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第 15 回目） 山口 直 編

▼社労士 Q & A

▼弊所の「労務デュー・デリジェンス」をご活用ください。

▼室長の現場レポート（第 6 回目 前編）

「改正高年齢者雇用安定法について」

改正高年齢者雇用安定法が施行されて、半年余りが過ぎましたが、継続雇用制度の見直しや、それに伴う就業規則等の社内規程の変更はお済みでしょうか？改正法施行前後にはお客様よりさまざまなご相談

を頂きました。

ここで改めて、今回の主な改正点を簡単にまとめてみましょう。

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者を労使協定により限定できる仕組みの廃止

（ただし、60 歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げに合わせた経過措置あり）

- ・ 継続雇用制度の対象となる企業の範囲をグループ会社にまで拡大
- ・ 違反企業に対する公表規定の導入

今回は実際に頂いたご相談等を元に、今回の法改正について前編と後編の2回に分けて、いくつかお話しをさせて頂きたいと思います。

(1) 労使協定による継続雇用対象者を限定する基準の廃止についてどのように対応したか。

法改正前は、労使協定で定めた基準（以下、「継続雇用に係る基準」といいます）により継続雇用制度（再雇用制度および勤務延長制度）の対象となる労働者を選別することが出来ました。

しかし、今回の法改正でこの基準は廃止され、原則として希望者全員を65歳まで雇用しなければならなくなりました。ただし、この改正には経過措置が設けられており、60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢（以下、「適用年齢」といいます）後は、継続雇用に係る基準により継続雇用の対象者を限定することができることになっています。

そのため、定年年齢を65歳に引き上げることが義務付けられた訳ではありません。

改正法施行後の今年6月から7月にかけて労務行政研究所が実施した調査（以下、「労政時報調査」といいます）でも、94.9%の企業で定年を60歳に据え置いています。また、同じ調査で再雇用制度を設けている企業は93.5%でした。

実際にお客様のお話を伺っても、定年を60歳から引き上げるというお客様は1社のみで、その他は従来通りに定年は60歳に据え置いたままで、再雇用による継続雇用制度を維持されていました。ただし、

中には今回の法改正を機に継続雇用に係る基準を廃止されて、原則として希望者全員を65歳まで再雇用することにされたお客様もいらっしゃいました。労政時報調査では22.9%の企業が継続雇用に係る基準を廃止しています（経過措置により継続雇用に係る基準を継続する企業は55.1%）。

次号後編では 下記の 2 点についてお話させていただきます。

(2) 再雇用後の雇用形態を有期契約にした場合に、雇止めをすることが可能か？

(3) 雇用保険被保険者離職証明書の様式変更

調布支社 室長 曾根 武

▼大槻事務所だより

11月号の特集は「外国人を雇い入れるとき”の留意点」です！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol56.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第 15 回目) 山口 直編

「最近忙しくてあまり笑ってないかもなあー」

仕事をしていると、忙しい時期や、配置転換やトラブル対応等で大変な時期というものは誰にでも必ずあると思います。

そのような中で一生懸命仕事に取り組むあまり、知らず知らずのうちに気持ちが一杯になり、気が付けば

「笑う」ということを忘れてしまっていることはないでしょうか。

たとえどんなに些細なことでも腹の底から笑うことが出来れば、そのひとはとても楽しくポジティブな気持ちになれるのは誰もが実感していることだと思います。

また、「笑い」には医学的にも様々な効果があると言われています。

代表的な効果としてはナチュラルキラー (NK) 細胞の活性化です。

若くて健康な人の体にも 1 日 3000～5000 個ものガン細胞が発生していると言われています。

これらのガン細胞や体内に侵入するウィルス等、体に悪影響を及ぼす物質を退治しているのがリンパ球の一種であるナチュラルキラー（NK）細胞です。

人間の体内にはナチュラルキラー（NK）細胞が 50 億個もあり、その働きが活発だとガンや感染症にかかりにくくなるとされています。そして笑うことでナチュラルキラー（NK）細胞は活性化されること

が実証されており、結果として「笑う」ということは体の免疫力をアップさせることにも繋がるのです。

そして、そのような「笑い」を得るために私が今回おすすめさせて頂くのは「お笑い鑑賞」です。

テレビで放送されていれば何気なく見ているという人は多いかも知れませんが、私の一番のおすすめはやはり直接劇場に行き、実際に生のお笑いライブを見ることです。

私はミーハーなのでテレビでよく見る芸人が目の前に出てくるだけで興奮してしまいます。

私がよく行くのは新宿の「ルミネtheよしもと」です。「ルミネtheよしもと」はJR新宿駅と直結しているルミネ2というビルの7階にあり、アクセス面においても非常に便利な場所にあります。

また、一回の公演は通常5、6組の漫才やコント等と、最後に多くの芸人が参加する新喜劇で構成されています。出演芸人も若手から大御所、人気タレントまでが日によって様々な組み合わせで出演してくるので、いろいろな笑いを楽しむことができます。

チケットは映画館のように公演当日に直接劇場に行った場合でも購入することは可能ですが、その方法ではもちろん前方の良い席に座れる可能性は非常に低いですし、立ち見に練る場合や売り切れで入場すら出来ないこともあります。やはり一番おすすめなのは、WEBや月刊プログラム（ルミネで配布）で出演芸人を確認した上で、事前にチケットを予約購入しておくことです。予約の仕方は、WEBや電話、店頭など様々な方法があります。

生のお笑いを目の前で見ると、テレビやDVD等で見るとは全然違い、普段テレビ等では見られないネタ等を見ることもできるので非常におすすめです。

私がお笑いに魅力を感じている理由は、ただ見ていておもしろいという理由の他にもう一つの理由があります。

そもそも人を笑わせることは非常に難しいことだと思っています。

宴会等の機会に人前でおもしろいことをやって下さいという機会を与えられても、そう簡単にこれが出来る人はなかなかいないと思います。

人を笑わせるという目的のために、方法はいろいろあると思いますが、時に芸人は自分の恥ずかしい体験や失敗談等を話したり、痛い思いや、怖い思いをしても、それを笑いという成果に結びつける為に自分より笑いを優先させることがあります。

それはある意味自己犠牲をしてでも、それを見て笑顔になってくれる相手のことを優先しているとも言えるのではないのでしょうか。

この自分だけ良ければいいという利己的な考え方ではなく、それを見ている多くの人を笑顔にするために、仕事に対して取り組んでいる姿勢に、一社会人として深みを感じるがあります。

このような姿勢や考え方は、お笑い芸人だけではなく、その他の多くの仕事や、職業でも共通して非常に大切なことではないかと思うことがあります。

〈山口 直 (やまぐち なお) プロフィール〉

▼社労士Q&A

Q. 当社は、半年前にK社と合併しました。最近K社から移ってきた社員から過去の未払い残業の請求を受けました。K社のときの未払い残業まで、支払わなければならないのでしょうか。

A. K社のときの未払い残業代は御社にて支払わなければなりません。

合併とは、「二つ以上の会社が契約によって一つになること」を指します。この場合、合併前に存在する債券債務は、合併時に新会社が必ず引き継ぐ（承継する）こととなります。

ご質問にある【K社のときに発生した未払い賃金】という債務は、合併と同時に御社に承継されています。

そのため、今回請求された未払い賃金は、身に覚えがなくても御社に支払い義務があるということになります。

こういったトラブルがおきないように合併前に確認すること、それが「労務デュー・デリジェンス」です。

何事も事前の確認が大切だということです。なお、似た形態で分割や譲渡というものがありますが、それぞれで

対応が違いますので、注意が必要です。

大槻事務所 労務管理研究会

▼弊所の「労務デュー・デリジェンス」をご活用ください。

「合併」「M&A」なんて言葉を社内で耳にしたら是非、弊社までご連絡ください。

秋晴れの中、温泉や食事を仲間と楽しみながら観光してまいりました。寒くなってきましたが、社員旅行でたくさん笑って来ましたので体の免疫力がアップされ、元気に年末の繁忙期も乗り越えられそうです！

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ：このメルマガEメールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記のURLにて

お手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus

Webサイト：<http://www.otuki.org/>